

蔡鐸本『中山世譜』の編纂特性について

——『中山世鑑』との比較を通して——

呉 海燕

はじめに

蔡鐸本『中山世譜』は、首里王府編纂の琉球正史の一つである。この書は、1701(康熙40、尚貞33)年の成立であり、1650(順治7、尚賢3)年向象賢によって編纂された『中山世鑑』を蔡鐸が漢訳補訂したものだといわれている¹。蔡鐸本『中山世譜』は後に蔡鐸の息子である蔡温によって、新資料などを基に改修された。それがいわゆる蔡温本『中山世譜』である。蔡鐸本『中山世譜』は一時期、その存在は知られながらもなおその所在が分らず、「湮没した」幻の「世譜」とされていたが、たまたま1972年に、古文書等の調査のため沖縄に来た文化庁の職員大山仁快氏によって、沖縄県立博物館所蔵蔡温本『中山世譜』の中に混入していることが明らかにされ、はじめてその存在が確認されたのである²。

蔡鐸本『中山世譜』に関する主な先行研究は、嘉手納宗徳による『沖縄大百科事典』の解説³、田名真之の「史書を編む—中山世鑑・中山世譜」⁴、糸数兼治「蔡鐸—奄美五島の領有権を主張—」⁵、などが挙げられる。

嘉手納宗徳は『沖縄大百科事典』「『中山世譜』」の項で、蔡鐸本『中山世譜』は「首里王府編纂の王家の系譜であるが、実際には『中山世鑑』を蔡鐸が漢訳補訂したもので」とあり、位置づけている。また、この書の大きな特徴として、『歴代宝案』によって『中山世鑑』の誤りを訂正していること、新しく伝承を記述していること、疑わしいことは採用しないこと、の三つを挙げている。田名真之は「史書を編む—中山世鑑・中山世譜」で、『中山世鑑』、蔡鐸本『中山世譜』、蔡温本『中山世譜』及び『中山世譜』附巻について、それぞれの内容や記事選択の特徴、編集者の編集にあたっての姿勢などを論じている。蔡鐸本『中山世譜』については、まず、その編集者と編集の経緯に簡単に触れ、次に、その特徴として、1『中山世鑑』から『中山世譜』へと書名を変更していること、

2『中山世鑑』と比べて、記事を増加、訂正していること、3 編集方針を定め、記述をパターン化していること、4 薩琉関係記事を別冊とし、また新たに附巻を設けていること、5 蔡鐸の編集にあたっての基本姿勢、の5つを挙げ、それぞれ論述している。糸数兼治は、「蔡鐸—奄美五島の領有権を主張—」で、蔡鐸の略歴や事績をまとめている。その中で蔡鐸本『中山世譜』について、その記述にみえる蔡鐸の奄美五島の領有権を主張している姿勢に注目している。また、蔡鐸本『中山世譜』の特色は、その収録された口碑伝承にあると指摘している。⁶

以上、蔡鐸本『中山世譜』に関する先行研究を簡単に見てきたが、いずれも蔡鐸本『中山世譜』の特徴について言及している。しかし、それはあくまで概観的であり、蔡鐸本『中山世譜』の記事を全体的に把握し、詳しい考察を加えた論考は見られない。そこで本稿では、蔡鐸本『中山世譜』の収載記事を概観した上で、その記述内容などを『中山世鑑』と比較しながら、記事選択等の特徴を分析し、その文献性格を明らかにしたい。

蔡鐸本『中山世譜』については、訳注本が出て⁷いるが、原文の活字本はない。本稿では、テキストとして、沖縄県立博物館所蔵、沖縄県教育委員会編集・発行の影印本蔡鐸本『中山世譜』（1973年発行）を用いる。

1. 蔡鐸本『中山世譜』の構成及び収載記事について

(1) 蔡鐸本『中山世譜』の構成及び概略

蔡鐸本『中山世譜』は、正巻5巻、薩摩関係1巻、附巻1巻より構成されている。『中山世鑑』と同様に、蔡鐸本『中山世譜』の記事も整理されていなく、巻の区切り以外に一続きの記述となっている。記事を内容によって項目をたて、さらに各項目の内容を要約し、見出しと整理番号をつけることによって、蔡鐸本『中山世譜』の内容がはじめて整理され、そのもつ情報量や記事の特徴がはっきり見えてくるはずである。つまり、今までの研究では、このような基礎作業がなされていないのである。さらに、これらの特徴を総合的に分析することによって、蔡鐸本『中山世譜』の漢文文献としての性格を明らかにすることもできると考えている。そこで、蔡鐸本『中山世譜』正巻5巻の記事を内容によって区切り、整理番号と見出しを付けることを試みた。

この作業にあたっては、基本的には記載内容を基準にしたが、『中山世鑑』、蔡温本『中山世譜』との対応関係なども参考にした。なお、各国王の治世を一目瞭然とするために、各国王の生誕、即位、薨去についての記述をそれぞれ単独に立項した。また、見出しについては、原則的に記事内容要約の読み下しであるが、その際、内容によって、できるだけ蔡温本『中山世譜』と統一するようにした。記事の整理番号は、具体的に「通し番号」と「巻内番号」の2種類を用いる。「通し番号」は全編を通して記事番号を表し、「巻内番号」は「巻番号-記事番号」の形で記事の巻内での番号を示す。本論における事例分析は、主に「巻内番号」を使用する。例えば、「2-5」は第2巻の5番の記事を表し、「3-46」は第3巻の46番の記事を表している。このように、記事を内容によって区切り、整理番号を付ける作業によって、蔡鐸本『中山世譜』正巻5巻の記事は、合計236項目に分けることができる。⁸

以下、分類の結果に基づき、その構成と概略を見てみよう。

本文の前にまず「中山世譜序」、「世譜凡例」と「当官姓氏」が掲げられ、次に、「中山王世系図」があり、ここでは舜天王統をはじめ、英祖王統、察度王統、第一尚氏王統、第二尚氏王統へと一統きで各王統の歴代国王を列挙している。その次に、「舜天王之系図」、「英祖王之系図」、「察度王系図」、「尚思紹王系図」、「尚稷王之系図」と、それぞれ各王統の系図を掲げている。中でも「尚思紹王系図」と「尚稷王之系図」では、第一尚氏と第二尚氏王統の実際の開祖尚巴志王と尚圓王ではなく、その父親の尚思紹と尚稷王を開祖としている。尚思紹については、正巻第3巻の尚思紹王の項の「附紀」と「紀」で、2回にわたって「旧譜」すなわち『中山世鑑』の、尚巴志が国王で、尚思紹の「王」は「追封」によるものであったという記述を訂正している。尚稷王については、正巻第4巻で「以爲王父奉祀于国廟」（王父爲るを以て国廟に奉祀す）と記述している。また、「尚稷王之系図」は、比較的詳しくなっており、前の各王統の系図が国王の名前のみを記述しているのに対して、王位に登らなかった男子や、女子をも記述し、尚稷王家の「系図」となっている。

正巻第1巻は、「総論」であり、蔡鐸はここで琉球開闢から当時の尚敬王までの各王代を概観しているが、大きく2つの項目によって構成されている。第一尚氏王統以前（開闢から尚徳王まで）と、第二尚氏王統（尚敬王まで）の総紀の

2つである。なかでも開闢から舜天王以前までの記事は、琉球の「分野」及び開闢／天孫氏始めて城を中山に築く／天孫氏の治世／諸神出現して国祚を護衛す／隋の煬帝、屢々使を遣はして招撫せしむるも従はず、とさらに分けることができる。

正巻第2巻は、舜天王統の舜天王、舜馬順熙王、義本王、英祖王統の英祖王、大成王、英慈王、玉城王、西威王と、察度王統の察度王、武寧王の紀であり、50項目より成っている。それぞれ舜天王4項目、舜馬順熙王3項目、義本王3項目、英祖王7項目、大成王3項目、英慈王3項目、玉城王5項目、西威王4項目、察度王12項目、武寧王6項目である。なかでも舜天王、英祖王と察度王に「附紀」があり、舜天王に、その父親とされる源爲朝に関すること、英祖王にその母親が「日輪」を夢見て英祖を生んだこと、察度王に、母親が天女であることや、勝連按司の娘を娶ったこと、「金宮」を建てたことなど、それぞれの出自と即位前のことを記述している。また、察度王の紀に、明の太祖皇帝からの「詔」が引用されている。

正巻第3巻は、第一尚氏王統の尚思紹王、尚巴志王、尚忠王、尚思達王、尚金福王、尚泰久王、尚徳王の紀であり、49項目より成っている。それぞれ尚思紹王9項目、尚巴志王9項目、尚忠王5項目、尚思達王6項目、尚金福王5項目、尚泰久王6項目、尚徳王9項目である。なかでも、尚思紹王と尚巴志王に「附紀」があり、尚思紹王の「附紀」に、佐敷按司であった尚思紹が、佐敷を息子の尚巴志にあたえ、尚巴志が中山を攻め落とした後、父親の尚思紹を「主」にした、と記述し、『中山世鑑』の、尚思紹の「王」は「追封」によるものであったという記述を「誤」として訂正している。尚巴志王の「附紀」に、尚巴志はすぐれた剣をもって与那原で「異国人」と「鉄塊」を交換し、その「鉄塊」をもって百姓に農器を作らせたこと、「金圀屏」で島尻大里按司と「嘉多志川」を交換したこと、山北を攻落し、琉球を統一したことを記述している。

正巻第4巻は、第二尚氏王統の尚稷王、尚圓王、尚宣威王、尚真王、尚清王、尚元王、尚永王、尚懿王の紀であり、56項目より成っている。それぞれ尚稷王1項目、尚圓王8項目、尚宣威王5項目、尚真王13項目、尚清王10項目、尚元王9項目、尚永王9項目、尚懿王1項目である。なかでも尚圓王に「附紀」があり、尚圓王の即位前の種々の「奇事」を記述している。ここでは、「以爲王

父奉祀于國廟」（王父たるを以て国廟に奉祀す）と、実際に王位に登ることのなかった尚圓王の父親と尚寧王の父親を、それぞれ「尚稷王」と「尚懿王」という呼称で記述していることも注目すべき事である。

正巻第5巻は、第二尚氏王統の尚寧王、尚久王、尚豊王、尚賢王、尚質王、尚貞王、尚純、尚益王の紀であり、79項目より成っている。それぞれ尚寧王8項目、尚久王1項目、尚豊王16項目、尚賢王7項目、尚質王13項目、尚貞王23項目、尚純2項目、尚益王9項目である。ここでも、「以爲王父奉祀于國廟」（王父たるを以て国廟に奉祀す）と、実際に王位に登ることのなかった尚豊王の産みの父親について、「尚久王」という呼称で記述している。また、即位する前に亡くなった尚貞王の世子尚純について、「王」をつけない「尚純」と、名前だけで記述し、呼称で地位の区別を表している。ちなみに、蔡温本『中山世譜』では、「尚純王」という呼称で記述している。

附巻は1巻だけで、王位に登らなかった尚豊王の第一子尚恭と第二子尚文のことを記述している。

正巻5巻と附巻1巻以外に、薩摩関係記事が1巻あり、尚清王から尚貞王までの薩摩関係の記事を集めている。⁹

(2) 蔡鐸本『中山世譜』の収載記事について

前でも触れたように、本稿では、分析の便宜上、もともと整理されていなかった蔡鐸本『中山世譜』正巻の全記事を、その内容によって、また『中山世鑑』、蔡温本『中山世譜』記事との対応関係などを参考にしながら、236項目に分けた。ここでは、蔡鐸本『中山世譜』236項目の記事内容を具体的に分類、分析することによって、その記述されている内容の特徴を見ていきたい。

まず、236項目の記事のうち、第1巻の2項目の記事はそれぞれ「第一尚氏王統までの総紀」、「第二尚氏王統総紀」と、概観的な内容であり、具体的ではないため、この2項目を分類から省いておく。

では、残り234項目の記事を内容によって整理してみると、以下のように分類できる。

1) 王家の系譜

王家の系譜に分類されるのは、各国王の誕生、即位、薨去などに関する記事

である。また、各国王の即位以前の出来事などを記す「附紀」も、この分類に属する。以下、具体的な事例を見てみよう。（下線は筆者による）

事例1

2-11 宋の紹定二年英祖王降誕す

英祖王／惠祖世主男子也、神名英祖日子紹定二年己丑降誕、母妃不傳、世子大成王

（引用文中の／は改行を表す。以下同。）

事例1は、英祖王統の開祖—英祖王の誕生についての記述である。ここでは、まず「惠祖世主男子也」と、父親の名をあげて、「～の子」という形で王の出自を記述し、次に、「神名」（下線部 a）を挙げ、「紹定二年己丑降誕」とその誕生年を記述している。この「神名」についての記述は、『中山世鑑』ではなく、蔡鐸本『中山世譜』になってはじめて加わったものである。また、下線部bの「母妃不傳」という、母親や妃に関する記述も、『中山世鑑』に見られない記述である。

下線部cの「世子大成王」という跡継ぎについての記述は、『中山世鑑』の記述と比較しながら見てみよう。

- ・『中山世鑑』3-5正統四年、尚巴志王薨す

尚巴志、在位十八年、壽六十八ニシテ、正統四年己未、四月二十日ニ、薨給ケル間、御子今歸仁王子立給、是爲中山王尚忠、

以上の例を見てわかるように、『中山世鑑』では、世子に関する記述は、各王の薨去に続く内容として配置されているが（下線部）、蔡鐸本『中山世譜』では、この内容を王の出自や誕生の記述にまとめて記しているわけである。

出自、誕生年の順で国王の誕生を記述するのは、『中山世鑑』においての、各国王の誕生に関する記述の基本的スタイルである。これに対して蔡鐸本『中山世譜』は、更にその記述の内容を増やし、神名、母親、妃および世子など、まさに国家の「家譜」として作り上げ、そしてパターン化しているのである。

もう一例を見てみよう。

事例2

4-15 成化元年、尚眞王降誕す

尚眞王／尚圓王世子也童名眞加戸樽金神名於義也嘉茂慧加那志母月光成

化元年乙酉降誕／妃尚宣威王女也童名號俱不傳有二夫人謝氏思戸金按司號華后茗刈子女童名號俱不傳有七男一女長子曰尚維衡(正妃所生)次曰佐司筭按司加那志(茗刈子女之所生)次曰尚朝榮(母不傳)次曰尚清王(華后所生)次曰尚韶威次曰尚龍德次曰尚亨仁次曰尚源道(俱母不傳)

事例2は、尚真王についての記述である。ここでは、まず「尚圓王世子也」と、父親の尚圓王をあげて、「～の子」という形で尚真王の出自を記述し、次に「童名」、「神名」、「母親」、「誕生年」、「妃」、「夫人」、「子供」の順に、尚真王に関する基本情報を記述している。事例1の「出自」、「神名」、「誕生年」、「母親」、「妃」の記述と比べて、さらにその項目を増やしている。正室(妃)以外に、二人の側室(夫人)がいたこと、「七男一女」と子供の人数や名前、それぞれの母親まで記し、家族構成を含め、尚真王の「家譜」として努めて詳しく記述している。

事例1と事例2のような記述は、蔡鐸本『中山世譜』において、国王一代の記述の最初に配置され、その後に蔡鐸が凡例で定めた「未即位以前之事功」(未だ即位以前の事功)である「附記(附紀)」と「已即位以後之事功」(已に即位以後の事功)である「記(紀)」が続くのである。¹⁰

事例3

3-2 附記 巴志、父思紹を奉じて王と爲す

附記／思紹原是爲佐敷按司時遇分土爭雄民極塗炭觀其子巴志有治亂之能于洪武三十五年以佐敷傳之後巴志果興湯武之師救民於水火之中征自山南及得中山奉其父思紹爲主而不敢立即巴志之爲人亦可觀而思紹之爲王盖有是故也(按舊譜巴志既于洪武三十五年續父思紹之後爲佐敷按司及得山南中山而自立爲王者蓋誤矣若如此則思紹何以有受封之事于是推之其爲誤者明矣故改之如今)

事例3は、尚思紹の附記である。尚思紹が佐敷按司だった時に、息子尚巴志の能力を見込んで佐敷を彼に与えたことや、尚巴志が兵を興して山南、中山を攻め落とし、その後父思紹を奉じて王としたことを記している。ここで蔡鐸は、尚思紹が冊封を受けたことを根拠に、「舊譜」すなわち『中山世鑑』の、尚巴志が山南、中山を攻め落とし、自ら王となったという記述は「誤」と訂正している。この部分の記述については、田名真之が「史書を編む—中山世鑑・中山世譜」¹¹で指摘したとおり、『歴代宝案』の、尚思紹が永楽4年に冊封を受けた

という記事を根拠とするものであろう。

事例4

2-13 南宋の景定元年英祖王即位す

紀／景定元年庚申即位

事例4は、英祖王の即位年についての記述である。『中山世鑑』の段階では、まだ「附紀」と「紀」の規定がなく、ただ出自、誕生、即位以前の事(あれば記述する)、即位年、在位中の事、薨去などに関する記事を時間軸に沿って配置・記述していた。それが蔡鐸本『中山世譜』では、凡例で即位以前の事を「附紀」、即位以後のことを「紀」とはっきり定めている。事例1と事例2のように、王の出自や誕生、母親、妃や夫人、世子を含めた子供などについての記述は王一代の記録の冒頭に置かれている。その次に「附紀」、「紀」と続く。凡例で規定されたとおり、「紀」には王の治世中の事を記すのであって、本例のような王の即位年に関する記述は「紀」の最初に配置されている。つまり、国王の「紀」の記述はその即位の年の記述から始まるのである。

事例5

4-27 嘉靖五年、尚眞王薨す

五年丙戌十二月十一日薨葬于玉陵在位五十年壽六十二

事例5は、尚眞王の薨去に関する記述である。内容的には、尚眞王の薨去の具体的な時日、陵墓、在位年数、享年などが記されている。蔡鐸本『中山世譜』において、王の薨去についての記述は基本的に事例5と同じスタイルをとっている。

ここに、蔡鐸本『中山世譜』になってはじめて記すようになった内容がある。王の陵墓についての記述である。『中山世鑑』にはその記述が見られない。蔡鐸本『中山世譜』では、第二尚氏以前の各王については陵墓の記述はないが、第二尚氏の尚圓王、尚眞王、尚清王、尚元王、尚永王、尚豊王、尚賢王、尚質王、尚貞王、尚益王、つまり尚宣威王と尚寧王を除いた歴代国王全員については陵墓の記述がなされている。玉陵に葬られた者に対し、特記したとも言える。

また、『中山世鑑』では王の薨去に続いて跡継ぎ即ち新しく即位した王を記述しているが、先にも述べたように、蔡鐸本『中山世譜』では世子に関する記述は王一代の冒頭の記述に含まれている。王一代の記述は蔡鐸本『中山世譜』

の事例5にみたように、王の薨去を以て終わるのであるが、これは『中山世鑑』と同様である。

事例6

4-1 尚稷王、王父たるを以て国廟に奉祀す

尚稷王／父母降誕薨壽俱不傳妃瑞雲世子尚圓王次男尚宣威原是葉壁山伊是名首見人也／康熙三十八年己卯二月初七日以爲王父奉祀于国廟

事例6は、第二尚氏王統の開祖尚圓王の父親尚稷王についての記述である。蔡鐸は『中山世譜』本文の前に舜天王統をはじめ、英祖王統、察度王統、第一尚氏王統、第二尚氏王統の系図をそれぞれ掲げている。中でも第二尚氏の系図については、「尚稷王之系図」と題名を掲げ、実際の開祖尚圓王ではなく、その父親の尚稷王を開祖としている。

田名真之も指摘しているが、蔡鐸本¹²『中山世譜』には、『中山世鑑』に記されていない、実際に王位に即かなかった3名の国王の父親を「王父たるを以て…」として歴代王とともに本紀中に記している。他の2名についての記述は以下の事例7と事例8であり、それぞれ尚寧王の父親尚懿王と尚豊王の父親尚久王の記事である。

事例7

4-56 尚懿王、王父たるを以て国廟に奉祀す

尚懿王／浦添王子尚弘業長子也童名思太郎金俗稱與那城王子母豊見城大按司志良禮童名思乙金號慈光降誕薨葬俱不傳妃尚氏首里大君按司加那志號一枝／康熙三十八年己卯二月初七日以爲王父奉祀于国廟

事例8

5-9 尚久王、王父たるを以て国廟に奉祀す

尚久王／尚元王第三王子也童名真三郎金母毛氏前之東按司童名真鍋樽金號梅嶺嘉靖三十九年庚申十月十八日降誕妃寵氏金武大按司志良禮童名思戸金號一鏡有二妻豊見城間切西原村平良掟女童名真嘉戸樽號寒月美里間切大里村中村渠掟親雲上女内間阿摩衆武志良禮童名思鍋樽號本光有九男五女長子曰尚憲次曰徳林次曰本覺次曰尚寛次曰尚定次曰尚豊王次曰慈室次曰利岳次曰尚盛次曰尚漚（俱一鏡所生）次曰尚亨次曰金是寶（俱寒月所生）次曰雪岩次曰尚全矩（俱本光所生）／泰昌元年庚申三月十五日薨壽

六十一／康熙三十八年己卯二月初七日以爲王父奉祀于國廟

事例6～事例8をみて分かるように、蔡鐸本『中山世譜』においては、王位に即かなかった、つまり実際には「王」にならなかった国王の父親にも「王」を冠している。記述の内容やスタイルも各王冒頭の記述と同じであるが、情報量はというと、尚稷王について「父母降誕薨壽俱不傳」（父母・薨・壽俱に伝わらず）、尚懿王についても「薨壽俱不傳」（薨・壽俱に伝わらず）とし、尚豊王の父親尚久王だけがその生誕年や薨去の時間、享年について具体的に記述されている。また、この3つの事例には共通している部分がある。それは各事例最後の「康熙三十八年己卯二月初七日以爲王父奉祀于國廟」（康熙三十八年己卯二月初七日、王父たるを以て国廟に奉祀す。）という記述である。この3名の「王父」は、生きた時代はそれぞれ違うが、この部分の記述によって、3名が同時に国廟に祭られたことがわかるのである。

以上、8つの事例を見てきた。事例1と事例2は、国王の出自や誕生に関する記述であり、事例3は即位前の「附紀」、事例4は王の即位、事例5は王の薨去、そして事例6～事例8は、王位に即かなかった、国王の父親に関する記述である。蔡鐸本『中山世譜』においては、事例3のような「附紀」にあたる記事は17例、事例3を除く事例1～事例8のような王（事例6～事例8の3名の王父を含む）の誕生、即位、薨去などに関する記事が87項目、あわせて104項目にのぼる。この項目数は、『中山世譜』全記事236項目の半分弱を占めている。蔡鐸本『中山世譜』の編纂目的は、書名が語っている「王家の譜」の作成であり、それはこのような記事配分に反映されているといえよう。

2) 外交関係

ここでは、外交関係に分類される記事を見てみよう。

事例9

2-36 洪武五年、使を遣はし、表箋を捧じて方物を貢せしむ

洪武二年己酉口太祖皇帝遣使頒詔曰昔帝王之治天下凡日月所照無有遠邇一視同仁故中國尊安四夷得所非有意於臣服之也自元政失綱天下兵爭者十有七年四方遐裔信奸不通朕肇基江左掃群雄定華夏臣民推戴已主中國建國號曰大明建元洪武頃者克平元都疆宇大同已承正統方於遠邇相安于無事以共享太平之福惟爾四夷君長酋帥等遐邇未聞故茲詔示想宜知悉洪武五年壬子與山南王

承察度山北王帕尼芝皆遣使捧表箋貢方物所貢之物具案

事例9は察度王代の記事である。その内容を見てみると、まず、中国明朝の太祖洪武帝が元朝を滅ぼして王朝交替を実現した。それに伴い、使者を遣わして琉球に至り、招撫させた。それに応えて、当時の中山王察度、山南王承察度、山北王帕尼芝は、それぞれ使者を派遣して、臣と称し方物を献上した。これは琉球の中国への進貢の始まりである。この記事に「招撫詔」（下線部）は引用されているが、中国に献上した方物については、「所貢之物具案」と『歴代宝案』に書いてあることを示し、記述を省いている点に注目しておきたい。

事例10

3-14 洪熙元年、謝恩の爲、使を遣はして、表を奉じ京に赴く

本年閏七月十七日爲謝恩事遣長史鄭義才使者實達魯等奉表赴京(本國遣使者謝恩例從此而始)所獻之物在案

事例10は、尚巴志王代の記事である。尚巴志は、先に受けた冊封に対して、中国皇帝の「恩」に感謝の意を表すために、使者を遣わしたのである。これが謝恩使の始まりであると記述している。ここでも、謝恩使が献上した方物について「所獻之物在案」とその記述を『歴代宝案』にあるという理由で省いている。

事例11

5-67 康熙四十五年、使を遣はし、表を奉じて京に入り、方物を貢せしむ。

並びに難商游順等を解送す

四十五年丙戌九月二十七日爲進貢並解送難商游順等事遣耳目官馬元勳正議大夫程順則等賣捧表文赴闕上京難商游順等送與福建布政司

事例11は、尚貞王代の記事である。この記事の内容を見てみると、この時の貢使—耳目官馬元勳、正議大夫程順則等は通常の進貢の役目以外に、「難商」すなわち遭難した商人たちを福建に送り届けることも兼ねている。このような事例は、他に5-63「康熙三十六年、使を遣はして闕に到りて接貢し、並びに朝鮮難民を解送す」がある。事例11と同じく尚貞王代の記事であり、ここでは使者たちのメインの任務は「接貢」、送り届ける対象は遭難した朝鮮人である。また、5-65「康熙四十年、使を遣はして、福州漂流商民陳明等を解送す」のような、進貢などのついでにはなく、遭難の中国商民を護送することだけが目的で使者を遣わした事例もある。

事例12

3-8 永樂十八年、使を遣はして暹羅國に到りて、以て通交の禮を行ふ

十八年庚子爲交鄰國事遣使者佳期巴那通事梁復到暹羅國從此時爲交鄰通於暹羅朝鮮蘇門答刺國滿刺加國爪哇等國

事例12は、尚思紹王在位中の記事である。この記事によると、永樂十八年に、尚思紹王が使者を暹羅に遣わし、通交関係を結んだ。その時より暹羅、朝鮮、蘇門答刺、滿刺加、爪哇等の国と通交するようになったという。この記事は、外交関係に分類されている記事の中で唯一中国以外の国との通交を記録したものである。

以上、外交関係の記事を見てきた。外交関係に分類された記事は全部で107項目にのぼり、「王家の系譜」の103項目を超えている。しかも、これらの記事は、事例12を除いてすべて中国との進貢・冊封関係の記事である。

3) 統治関係

ここでは、統治関係に分類される記事を見てみよう。

事例13

2-14 景定二年、始めて經界を正す

景定二年辛酉四方巡野始立徹法正經界均井地然後穀祿豐登國無盜賊兵爭之慮

事例13は、英祖王代の記事である。「徹法」とは、中国周代の税制のことである。ここでは「徹法を立つ」となっているが、『中山世鑑』の対応項目2-4番の記事を見てみると、「效_周徹政_」と、周の税制に倣ったことが分かる。つまり、英祖王が土地整理、税制の制定など一連の措置をとることによって、安定した治世を実現したというのである。

事例14

2-16 咸淳二年、大島始めて入貢す

咸淳二年丙寅大島始來朝貢王曰隔海殊地素非吾政令所及何爲來貢耶對曰近來我海島無烈風猛雨之患五穀饒熟是必大國之善政感于天地故也是以來貢王于是悅受其貢而厚賞送歸

事例14も、英祖王治世中の記事である。大島の中山への進貢の始まりを記述している。ここで大島が自ら進んで中山へ朝貢したことや王と使者の問答を

通して、琉球の「善政」が強調されている。このような、離島から中山への進貢に関する記事は、他にも「2-15 景定五年、西北諸島始めて入貢す」、「2-39 洪武二十三年、宮古・八重山始めて來朝入貢す」の2項目が見られ、合計3例である。

以上、統治関係の事例を見てきたが、他にも「2-31 王母權を専らにす」、「2-49 佐敷按司巴志、義兵を起して、王の罪を討つ」、「4-13 尚宣威、尚眞幼冲の故を以て權りに大位に登る」、「4-22 弘治十三年、王、兵を發して八重山を征す」などが見られ、合計16例ある。

4) 造営関係

造営関係に分類されたのは、次の5例である。

事例15

3-39 在位中、諸寺諸院の鐘を鑄る
在位中鑄諸寺諸院鐘(其鐘今已存之)

事例16

4-24 弘治十四年、玉陵を造成す
十四年辛酉九月玉陵造成

事例17

4-36 嘉靖二十六年、王、法司に命じて新に大美殿を建つ
大美殿 尚清王始建之也王爲世子時遠在中城故造一宮于首里以爲問安之便焉及王即位乃諭曰自古禁中時有天神海神而出現眞詫遊清潔之地也若子女降生及喪服等事許行于此豈無穢汚神靈且春秋二時夫人女子及宮女等出在菩提寺致祭多不便焉故倍舊宮修造三殿則不但能免其穢汚亦當春秋二祭行于此殿而各得其宜矣于是嘉靖二十六年丁未八月起工至越年十二月告成王大喜名曰大美殿乃有遺詔曰子孫勿改此制是孤願也因此至今宮殿翩翩永垂其制於戲王之盛意不啻敬神亦累禮大矣

事例18

5-50 康熙十年、王殿、竣りを告げ、王、王殿に移る
十年辛亥二月二十五日王殿告竣王始移于王殿

事例19

5-78 康熙五十一年、新に王殿を作り、王、新殿に遷る

五十年辛卯新作王殿翼年壬辰二月二十一日王遷新殿

以上、事例15～事例19を挙げたが、一例ずつ見てみよう。まず、事例15は尚泰久王治世中の記事である。在位中、諸寺諸院の鐘を鑄させたということをして記述しているが、具体的な寺院名などは明示されていない。

事例16は、尚真王代の記事である。玉陵は第二尚氏王統の陵墓であり、尚真王によって造営されたものである。この記事では玉陵の造成について、時期など簡単な記述しかなされていないが、尚圓王が後に玉陵に移されたことを除いて、歴代王の薨去に関する記述の部分で、尚真王をはじめ、尚清王、尚元王、尚永王、尚豊王、尚賢王、尚質王、尚貞王、尚益王、つまり尚宣威王と尚寧王以外の歴代王全員がこの玉陵に葬られたことが記述されている。

事例17は、尚清王の治世中大美殿を創建したという記述である。春秋二祭が大美殿で執り行われたことや尚清王がこの制を改変しないようにと「遺詔」を遺したことから、大美殿が単なる建物としての存在よりも、信仰上重大な意義を有していたことがうかがわれる。

事例18と事例19は、それぞれ次の事例20、事例21との関連を連想させる。つまり、康熙10年と康熙50年の2回の王殿造営は、事例20、事例21に記されている2回の王城の回祿をうけての再建である。したがって、この18、19の事例は、下に示す事例20、事例21とセットで次のジャンルに分類することも可能である。とすれば、上に見てきた15～17の事例は、造営関係というより信仰関係というジャンルにしたほうが適切かもしれない。

5) 災異関係

事例20

5-39 王城回祿す

十七年庚子九月二十七日子時王城回祿

事例21

5-76 康熙四十八年、禁殿回祿す

本月二十日夜丑時王殿回祿王移於大美殿

災異関係に分類されるのは、以上の2例である。上に掲げた事例18と事例19を回祿と再建という意味でこのジャンルに分類すれば、4例になる。

以上、蔡鐸本『中山世譜』の収載記事を分類しながら見てきた。その特徴は以下のようにまとめることができる。

まず、236項目中外交関係の記事が107項目にのぼり、ほぼ全記事の半分を占めている。しかも、外交関係といっても、1項目を除いてすべて中国との冊封関係に関する記事である。このことから、中国との朝貢関係が『中山世譜』の編纂者に大いに認識され、編集の一大方針となっていることが指摘できよう。

王家の系譜に分類された記事は外交関係に続き、104項目ある。この項目数が『中山世譜』編纂のもう一本の大きな柱である事を示している。

統治関係の記事は16例あり、国政の整備や権力の争い、離島からの朝貢とその逆の離島への征伐など、文字通りに王の統治にかかる大きな出来事を収載している。

造営関係の記事は5例あり、それぞれ寺院の梵鐘の鋳造、王家の陵墓・玉陵の造営と祭祀が行われる大美殿の建立、そして火災で焼失した王殿の再建である。

災異関係の記事については、実質、王城の火災に関する2例であるが、その再建についての2つの記事が造営関係に含まれる。

以上をまとめると、蔡鐸本『中山世譜』の記事内容は、王家の系譜、外交、統治、造営、災異の5つのジャンルにわたっているといえる。中でも外交関係(1例を除いてすべて中国との朝貢関係)と王家の系譜に属する記事がそれぞれ107例と104例あり、この、他の3つのジャンルにくらべて圧倒的な事例の多さから、『中山世譜』全体の枠組みとして、王家の系譜と、中国との朝貢関係が並行していることが指摘できよう。

3. 蔡鐸本『中山世譜』の編纂特性について

前項では、蔡鐸本『中山世譜』正巻5巻の内容について、その構成と概略を見た上で、その記事を内容や『中山世鑑』、蔡温本『中山世譜』との対応関係などによって236項目に分け、さらにこれらの記事を5つのジャンルに分類した。

ここでは、蔡鐸本『中山世譜』の記述内容などを先行文献の『中山世鑑』と具体的に比較することによって、『中山世譜』の性格や漢文文献としての特徴

を明らかにしたい。そのために、『中山世鑑』の構成と内容を確認しておく必要がある。

(1) 『中山世鑑』の構成と概略

『中山世鑑』は、1650(順治7、尚質3)年に羽地朝秀(向象賢)によって編纂された琉球最初の正史である。「首巻」を除いて全5巻より構成されている。

『中山世鑑』の記事にも番号が付いていないため、分析の便宜上、記事番号を付けることにした。記事の分類にあたっては、原則的に、記述されている内容を基準にしたが、蔡鐸本『中山世譜』と蔡温本『中山世譜』との対応関係なども参考にした。また同様に、蔡鐸本と蔡温本『中山世譜』記事との対応や各王統の王の治世がはっきり分かるように、各王の生誕、即位、薨去についての記述をそれぞれ単独に立項した。したがって、分量的に極めて多い項目と少ない項目もあるが、これはあくまで記事内容による分類によるものであることを断っておきたい。記事を表す番号について、「通し番号」と「巻内番号」の二種類を用いる。「通し番号」は全編を通して記事番号を表し、「巻内番号」は「巻番号-記事番号」の形で記事の巻内での番号を表す。本稿で事例として挙げられている記事は、すべて「巻内番号」を用いる。例えば、「1-6」は第1巻の6番の記事を表し、「3-15」は第3巻の15番の記事を表している。記事に番号を付けることによって、『中山世鑑』の内容は、合計109項目に分けることができる。

以下、『中山世鑑』首巻から第5巻までの構成と記述内容を、新たにつけた見出しと整理番号で確認して行く。

第1巻は、琉球開闢から舜天王即位までの「琉球開闢之事」と舜天王統の舜天王、舜馬順熙王、義本王についての記述であり、11項目より成る。それぞれ「琉球開闢之事」1項目、舜天王4項目、舜馬舜熙王3項目、義本王3項目である。

第2巻は、英祖王統の英祖王、大成王、英慈王、玉城王、西威王と、察度王統の察度王、武寧王についての記述であり、35項目より成る。それぞれ英祖王7項目、大成王3項目、英慈王3項目、玉城王5項目、西威王4項目、察度王10項目、武寧王3項目である。

第3巻は、第一尚氏王統の尚巴志王、尚忠王、尚思達王、尚金福王、尚泰久王、

尚徳王についての記述であり、30項目より成る。それぞれ尚巴志王5項目、尚忠王4項目、尚思達王6項目、尚金福王5項目、尚泰久王5項目、尚徳王5項目である。

第4巻は、第二尚氏王統の開祖尚圓王と二代目の尚宣威王についての記述であり、11項目より成る。それぞれ尚圓王7項目、尚宣威王4項目である。

第5巻は、第二尚氏王統第四代国王尚清王についての記述であり、20項目より成る。¹³『中山世鑑』の記述内容は、王家の系譜、外交、政治、文化、経済の5つのジャンルに分類できる。その特徴を以下のようにまとめることが出来る。

まず、107項目中、¹⁴王家の系譜に関する記述が62項目あり、全体の半分以上を占めている。このことは向象賢が序文で「會_二博古舊僚_一。取_二其議論格言_一。以使_二臣象賢_一。撰_二自_レ古所_レ無之世系圖_一矣。」(博古の舊僚を會し、その議論格言を取り、以て臣象賢をして古より無き所の世系圖を撰せしむ。)と書いてあるように、『中山世鑑』編纂の意図を明白に物語っている。つまり、中山王統の世系図の整理である。

王家の系譜に次ぐ記事は、外交関係の記事であり、22項目ある。しかも、外交関係といっても、全記事は中国との進貢、冊封などに関する記事であり、ほかの国の影はない。このことから、『中山世鑑』編纂の2本の大きな柱として、一つは国王の系譜、もう一つは中国との朝貢関係であるといえよう。

政治関係と文化関係の記事は、それぞれ11項目ある。

政治関係の記事は、権力の争いや朝貢、征伐などの記事をはじめ、琉球国内における政治面の大きな出来事が殆んどである。

文化関係の記事は、鐘の鑄造や御嶽の工事など建築・造営関係の記事が多く、また信仰にかかわるものが印象的である。特に11項目のうち4項目もある神の出現についての記述は、向象賢あるいは『中山世鑑』編纂時の関係者が、歴史記述の客観性を意識しながらも、琉球は「神国」という古来の神観念の影響から抜け出すことが出来ず、神との紐帯を断絶できていなかった、といえよう。

経済関係の記事は一番少なく、1例しかない。このことから、『中山世鑑』の歴史記述としての記事選択の基準がうかがわれる。つまり経済に関する記述が殆んど選択されないのである。

以上をまとめると、『中山世鑑』の記述内容は、王家の系譜、外交、政治、文化、

経済の5つのジャンルにわたっている。中でも王家の系譜に属する記事が全記事の半分以上を占め、『中山世鑑』全体の枠組みをなしている。この記事の分量から、『中山世鑑』の「王家の系譜」という基本的性格を指摘することができよう。また、政治関係と文化関係の記事数と比べて、中国との朝貢関係に関する記事の多さからも、『中山世鑑』内容のもう1本の柱として、中国との朝貢関係があることが指摘できよう。

以上、『中山世鑑』の構成と内容を見てきた。では、『中山世鑑』を蔡鐸本『中山世譜』に改修した際、どのような工夫がなされていたのか、或いは簡単に言うと、蔡鐸本『中山世譜』は『中山世鑑』と比べて、どういう特徴をもっているのか。田名真之氏は前掲論文¹⁵で蔡鐸本『中山世譜』の特徴として5つを挙げている。中でも記事の増加に言及し、その供給源は1697年成立の『歴代宝案』だと指摘している。また、記事増加の例として、実際に王位に登らなかった三名の国王の父親をも記述したことや、尚巴志の逸話2題、尚泰久代の護佐丸と阿麻和利の話などを挙げている。では、実際に蔡鐸本『中山世譜』は『中山世鑑』と比べて、どれぐらい記事を増やしているのか。ここで、データに基づいて、蔡鐸本『中山世譜』の増加記事を見てみたい。

(2) 蔡鐸本『中山世譜』が『中山世鑑』より増加した記事について

まず、『中山世鑑』の記事について、第二尚氏の尚清王代までしかないことと、尚真王代の記事が欠けていることは、先学がすでに指摘した¹⁶ことである。では、ここで一先ず尚清王代までの記事を見てみよう。『中山世鑑』にないが蔡鐸本『中山世譜』に収載されている記事を見出しで見ると以下の通りである。

- 2-40 洪武二十五年、子を遣はし監に入れしむ
- 2-41 洪武二十五年、子弟を遣はし監に入れしむ
- 2-47 永樂二年、皇帝、封じて中山王と爲す。詔使並びに賜ふ所の物件、皆傳はらず
- 2-48 本年、従子三五良臺等の九人を遣はして監に入れしむ
- 2-50 武寧、薨壽傳はらず
- 3-1 尚思紹王、降誕傳はらず

- 3-2 附紀 巴志、父思紹を奉じて王と爲す
- 3-3 明の永樂四年、尚思紹王即位す
- 3-4 本年、寨官子・石達魯等の六人を遣はして監に入れしむ
- 3-5 永樂五年、皇帝、封じて中山王と爲す。詔使並びに賜ふ所の物件、皆傳はらず
- 3-6 永樂九年、使を遣はして馬及び方物を貢せしむ。子弟を遣はし監に入れしむ
- 3-7 永樂十一年、子弟を遣はし監に入れしむ
- 3-8 永樂十八年、使を遣はして暹羅國に到りて、以て通交の禮を行ふ
- 3-9 永樂十九年、尚思紹王薨ず
- 3-12 明の永樂二十年、尚巴志王即位す
- 3-14 洪熙元年、謝恩の爲、使を遣はして、表を奉じ京に赴く
- 3-15 宣德元年、王、佳期巴那等を遣はし表して宣宗の登極を慶賀せしむ
- 3-16 宣德元年、王、阿蒲察都等を遣はし表を奉じて方物を貢せしむ
- 3-17 宣德二年、宣宗、使を遣はして皮弁冠服を賜ひ、並びに生漆・各色の磨石を買はしむ
- 3-21 正統六年、使を遣はし表を奉じて入貢せしむ。又使を遣はして萬壽聖節を賀せしむ
- 3-38 阿摩和利、護佐丸を讒害し、鬼大城、阿摩和利を攻め滅す
- 3-42 腓城由來
- 3-45 天順七年、王、使を遣はし表を奉じて方物を貢せしむ
- 3-46 成化元年、使を遣はし表を奉じて方物を貢せしめ、登極を慶賀せしむ
- 3-47 成化二年、王、使を遣はし表を奉じて馬及び方物を貢せしむ
- 4-1 尚稷王、王父たるを以て国廟に奉祀す
- 4-7 成化八年、王、使を遣はして、表箋・方物を捧じ京に赴き、恩を謝す
- 4-8 成化九年、王、使を遣はして方物を貢せしむ
- * 4-15 成化元年、尚眞王降誕す
- 4-16 成化十三年、尚眞王即位す
- 4-17 尚眞の世、治道大いに明らかにして政刑、威、備はり、以て隆平の治を致す

- 4-18 成化十三年、王世子尚眞、使を遣はして襲封を請ふ
- 4-19 成化十五年、冊封使董旻・張祥、勅を齎して国に至り、明の憲宗、王に匾額を賜ふ
- 4-20 成化十五年、王、使を遣はして、表文を捧じ京に赴き、謝恩す
- 4-21 成化十七年、使を遣はして方物を貢せしむ。又官生蔡賓等五人を遣はして、監に入れしむ
- 4-22 弘治二年、使を遣はして登極を慶賀せしむ
- 4-23 弘治十三年、王、兵を發して八重山を征す
- 4-24 弘治十四年、玉陵を造成す
- 4-25 正徳元年、使を遣はして登極を慶賀せしむ
- 4-26 嘉靖二年、官生蔡廷美・鄭富梁・梓蔡浩を遣はして監に入れしむ
- 4-27 嘉靖五年、尚眞王薨ず
- 4-30 嘉靖八年、又使を遣はし表を奉じて入貢せしむ
- 4-31 嘉靖十年、使を遣はし表を奉じて方物を貢せしむ

以上、『中山世鑑』と蔡鐸本『中山世譜』の尚清王代までの記事を比較した結果、『中山世鑑』で欠落となった尚眞王代の記事13項目(※部の4-15～4-27)を含め、蔡鐸本『中山世譜』は『中山世鑑』より43項目の記事が増えている。その内容を見ると、中国との進貢・冊封関係記事の多さが一番目に付く。

『中山世鑑』の記述は尚清王代で終わっているが、蔡鐸本『中山世譜』はその以降も記述し続け、尚益王代までの記事で終わっている。その、尚清王以降の記事は4-38から5-79までの合計98項目である。これらの記事についてはいちいち見出しを挙げないこととするが、一つ気になるのは、以下の記事である。

- 5-65 康熙四十年、使を遣はして、福州漂流商民陳明等を解送す
- 5-66 康熙四十年、鄭士綸等、國に回るも洋中にて風に遇ふ
- 5-67 康熙四十五年、使を遣はし、表を奉じて京に入り、方物を貢せしむ。並びに難商游順等を解送す
- 5-68 康熙四十八年、尚貞王薨ず
- 5-69 順治十七年庚子尚純降誕す
- 5-70 尚純附紀
- 5-71 康熙十七年、尚益王降誕す

- 5-72 尚益王附紀
- 5-73 康熙四十八年、使を遣はし、尚貞王の訃を以て、中朝に聞す
- 5-74 康熙四十八年、使を遣はして閩に到り、接貢せしむ
- 5-75 清の康熙四十八年、尚益王即位す
- 5-76 康熙四十八年、禁殿回祿す
- 5-77 康熙四十九年、使を遣はし、表を奉じて京に入り、進貢せしむ
- 5-78 康熙五十一年、新に王殿を作り、王、新殿に遷る
- 5-79 康熙五十一年、尚益王薨ず

5-65から5-79までの記事は、蔡鐸本『中山世譜』正巻の最後の部分である。蔡鐸本『中山世譜』の成立は、一般に1701年(康熙40、尚貞33)とされている。これはおそらく蔡鐸が書いた序文の最後の「康熙四十年歲次辛巳九月二十七日／紫金大夫臣蔡鐸謹撰」という部分によるものであろう。しかし、上記の記事を見て分るように、これらの記事はすべて1701年以降のものである。5-65と5-66の記事については、内容の詳細を見ると、それぞれ康熙40年4月と6月の出来事であり、蔡鐸の序文は康熙40年の9月に書かれたので、この2項目の記事は当時すでに記述されていたことが推測できる。とすれば、5-67以降、尚益王の薨去(1712年、康熙51年)を記述している5-79までの記事は、いつ書かれたのであろうか。蔡鐸の家譜を見ると、「康熙三十六年丁丑四月三十日奉命以漢文纂修國譜自五月十一日起至四十年辛巳九月二十七日全竣恭備 上覽時奉 命作 國譜序文¹⁷と書かれており、1701年に『中山世譜』を提出したことがわかる。とすると、5-67以降の記事は、その後に仕次されたものとなる。したがって、蔡鐸本『中山世譜』も、短い時間(約11年間)であったが書き継がれていたことが分かる。これについて、田名真之はすでに前掲論文で、「蔡鐸が編集を終えた康熙40年(1701)以後、51年(1712)まで仕次(書き継ぎ)がなされている。」と指摘しているが、詳しいことを述べていない。仕次された部分は、誰が書いたのか、そして、なぜ康熙51年までなのか。これについては、尚益王が康熙51年に薨去したのであるから、記録として王一代の記事に終止符を打ったところで終わりにしたという考え方も不自然ではないが、蔡鐸の経歴を見ると、彼は康熙52年(1713)まで総理唐榮司を務めていたことから、やはりこの部分も蔡鐸が直接に記述したと、そこまで言わなくても、少

なくとも彼が責任者であった、と推測することは許されよう。そしてこの仕次も彼の離任を以て中止となった、と考えられる。

(3) 『中山世鑑』にあるが蔡鐸本『中山世譜』にない記事について

上では蔡鐸本『中山世譜』が『中山世鑑』より増加した記事について見てきたが、次に『中山世鑑』にあるが蔡鐸本『中山世譜』にない記事、すなわち改修の際に取捨選択の結果、採用されなかったと思われる記事について見てみたい。

『中山世鑑』に収載されているが蔡鐸本『中山世譜』編纂の際省かれたと思われる記事は以下のとおりである。

- ・『中山世鑑』4-6 成化九年、天神キミテズ□の出現有り
- ・『中山世鑑』5-3 天神アフキラノカミ、御名を付奉給ふ
- ・『中山世鑑』5-5 嘉靖十三年、通事林盛、敕使の寶船を護送す
- ・『中山世鑑』5-6 「使琉球録」抄録
- ・『中山世鑑』5-8 嘉靖十五年、中城王子を立て世子若王と爲す
- ・『中山世鑑』5-11 嘉靖二十年、王、使を遣はして進貢・慶賀せしむ
- ・『中山世鑑』5-12 嘉靖二十二年、冕嶽の路、石普請の功畢る
- ・『中山世鑑』5-13 嘉靖二十二年、世子尚禎薨ず
- ・『中山世鑑』5-14 嘉靖二十三年、世續石墻、普請始る
- ・『中山世鑑』5-15 嘉靖二十四年、天神キミテズリ、尚清王の即位を祝ふ
- ・『中山世鑑』5-16 嘉靖二十五年、世續石墻、普請の功畢る
- ・『中山世鑑』5-18 嘉靖三十年、海神新ガヽリ出現す
- ・『中山世鑑』5-19 嘉靖三十年、彌良坐森城、石普請始り、同三十二年、其功終る

以上挙げたように、『中山世鑑』の、蔡鐸本『中山世譜』に採用されていない記事は合計13項目ある。これらの記事をグルーピングしてみると、以下のようになる。

1) 王家の系譜

- ・『中山世鑑』5-8 嘉靖十五年、中城王子を立て世子若王と爲す
嘉靖十五年丙申。正月七日。立_二元子中城王子_一。爲_二世子若王_一。

・『中山世鑑』5-13 嘉靖二十二年、世子尚禎薨ず

嘉靖二十二年癸卯、十月八日、世子若王、中城王子尚禎、行年二十壹ニシテ、薨ジ玉フ。其後世子不_レ定。

系譜関係の記事は以上の2項目である。まず、『中山世鑑』5-8の記事も5-13の記事も、同じく尚清王の世子尚禎についての記述である。5-8は尚禎が世子に立てられたことを、5-13は尚禎が王位に就かず世子のまま亡くなったことを記述している。この2つの事例については、『中山世鑑』においても終始世子であった尚禎の記事を王の系譜に立項したのは異例である。

厳密に言えば蔡鐸本『中山世譜』に尚禎に関する記述はまったくないわけではない。尚清王の冒頭の記述に、「〔前略〕有十男二女長子曰尚禎(后徳所生)〔後略〕」と、尚清王の「家族構成」の部分で、12人の子供の一人として触れただけであって、彼に関する情報は、その母親が「后徳」であることに止まっている。ちなみに蔡温本『中山世譜』では、尚禎に関する記述が蔡鐸本『中山世譜』と同じように尚清王冒頭の記述に配置されているが、その内容を見てみると、「〔前略〕王有十男二女。長子曰尚禎。(稱中城王子。無後。夫人后徳所生)〔後略〕」と、「中城王子」の呼称および跡継ぎがないことが加えられ、蔡鐸本より詳しくなっている。

以上を見て分かるように、蔡鐸本『中山世譜』と『中山世鑑』の、このような記事の記述形式における違いから、蔡鐸本『中山世譜』の編集方針がうかがえるのである。つまり、蔡鐸らにとって、『中山世譜』は王家の系譜であり、この系譜は国王中心の記録であると認識されたのである。そのため、世子ではあるが、即位に至らなかった尚禎の記事は単独で立項しない方針をとったものと考えられる。

ところが、蔡鐸本『中山世譜』にも、王位に就かず亡くなった世子についての記述を単独立項した記事がある。「5-69 順治十七年庚子尚純降誕す」「5-70 尚純附紀」の、尚純に関する記述である。尚純は尚貞王の世子であるが、未即位のまま47歳で亡くなったのである。その長男が尚貞王に継いで国王となった尚益王である。前でも見たが、蔡鐸本『中山世譜』は尚貞王代の編纂であり、尚益王代の記事まで書き継ぎがなされている。「5-70 尚純附紀」の記述によれば、尚純が亡くなったのは康熙45年(1706・尚貞38)であり、蔡鐸らが編集

を終えて提出した(1701年)後のことである。したがって、尚純の記事は仕次されたものとなる。当時では年代的に近いものにあたり、そのまま記述したとも考えられるが、王位に登らなかった尚豊王の第一子尚恭と病弱の第二子尚文のことを別扱いにして、新たに「附卷」を設けて二人のことを記述していることと、尚圓王の父親尚稷王、尚寧王の父親尚懿王および尚豊王の父親尚久王の、3名の「王父」を歴代国王と同じように単独立項している事から、やはり蔡鐸本『中山世譜』の編纂には「国王中心」の方針が貫かれ、尚純に関する記述は、彼が尚貞王の世子というよりも、尚益王の父すなわち「王父」という認識にその原因があったと考えたほうが妥当であろう。

ちなみに、尚豊王の第1子尚恭と第2子尚文に関する記述は蔡鐸本『中山世譜』の「附卷」になされているが、正巻の尚豊王冒頭の記述にも「〔前略〕有四男四女長子曰尚恭次曰首里大君按司加那志次曰尚文(俱梅岩所生)〔後略〕と、決まったパターンで記載されているのみである。

2) 外交(中国との進貢・冊封)

- ・『中山世鑑』5-5 嘉靖十三年、通事林盛、敕使の寶船を護送す

同九月十二日、敕使ノ寶船、回朝ノ纜ヲ解ク。護送ノ通事ハ林盛。ノ其執照、左ニ記。ノ琉球國中山王尚清。爲_下護_二送天使回_上朝事。今特差_二都通事林盛_一。駕_二使封王寶船_一。前往_二福建地方_一。除外。恐_下無_二文憑_一。官司盤阻不_レ便。今給_二黃字貳拾一號。半印勘合執照_一。付_二都通事林盛_一。收執前去。如遇_下經_二過關津_一。把隘去處。及沿海巡哨官軍。驗實_上。即便放行。毋_レ得_二留難。因而遲悞不_レ便。所_レ有執照。湏_レ至_二出給者_一。ノ今開ノ駕使ノ天使寶船ノ都通事壹員ノ林盛ノ從人伍名ノ嘉靖十三年八月十一日ノ天使回_レ朝。爲_二護送事_一。右執照付_二都通事林盛_一。准_レ此。

- ・『中山世鑑』5-6 「使琉球録」抄録

琉球録。嘉靖甲午使事紀曰。ノ嘉靖丙戌冬。琉球國中山王。尚眞薨。越戊子。世子尚清。表_二請襲封_一。〔以下略〕

- ・『中山世鑑』5-11 嘉靖二十年、王、使を遣はして進貢せしむ。並びに慶賀せしむ

嘉靖十八年己亥、大明皇帝、冊_二立元子_一一、爲_二二皇太子_一一。ノ去程_二、同二十年辛丑ノ春、琉球國中山王尚清、遣_二二王舅殷達魯、同正議大夫蔡瀚、

使者金松、通事林喬一。爲二進貢・慶賀等事一。／其執照、左ニ記ス。〔以下略〕

以上挙げた3つの事例は、いずれも中国との進貢・冊封関係の記事である。蔡鐸本『中山世譜』全体の枠組みとして、王家の系譜と、中国との朝貢関係が並行していることはすでに確認した。つまり、その収載記事は、王家の系譜以外に中国との進貢・冊封関係の記事が圧倒的に多いのである。また、『中山世鑑』の記事と比較した結果、『中山世鑑』より増加した記事も殆ど中国との朝貢関係の記事である。では、なぜここで『中山世鑑』に元々あった中国関係記事を採用しなかったのか。具体的に見てみよう。

『中山世鑑』5-5の記事は、前項「5-4 嘉靖十三年、冊封使陳侃・高澄、勅を齎して国に至る」の延長線上にあるものとみていいであろう。5-4では、尚清王の冊封について記述し、この5-5の記事では、冊封が終わった後、冊封使帰国の際に、「護送」の目的で通事林盛を遣わしたことを記述している。その記事の内容を見てみると、「同九月十二日、敕使ノ寶船、回朝ノ纜ヲ解ク。護送ノ通事ハ林盛。」とあるだけで、次に渡航のための「執照」の全文を引用している。また、『中山世鑑』5-6の記事は、そのはじめに「琉球録。嘉靖甲午使事紀曰。」とあって、以下の内容はすべて尚清王の冊封正使陳侃が著した『使琉球録』の引用であり、文字数でいうと、およそ1600字に及んでいる。5-5と5-6の記事は、冊封と関係があるものの、直接的な関係がないために蔡鐸本『中山世譜』には採用されなかったと考えられる。『中山世鑑』5-4の記事をみても、本文は「嘉靖十三年甲午ノ夏、太明世宗皇帝、遣_二正使給事中陳侃、副使行人高澄_一、勅封_二琉球國中山王世子尚清_一、爲_二中山王_一。」とあって、その次は冊封詔の原文や中国皇帝からの下賜品のリスト、崇元寺で行われた先王の諭祭礼の祭文と祭品などの「引用」ばかりである。これに対して、蔡鐸本『中山世譜』の対応項目である4-31の記事には「十三年甲午皇帝遣正使陳侃副使高澄封爲中山王且諭祭先王尚真頒賜國王王妃照先代之例」と、時間、人物、事件を最小限の指標をもって簡潔に記述している。蔡鐸本『中山世譜』の、『中山世鑑』5-4～5-6の記事に対する取捨選択のあり方から、蔡鐸本『中山世譜』の編纂方針がうかがえる。それは、「事件の要領を簡潔に記述する」ことである。これはまた、以下の蔡鐸本『中山世譜』の事例()内の国王名は筆者による)

で証明されるものと思われる。

- ・2-47 永樂二年、皇帝、封じて中山王と爲す。詔使並びに賜ふ所の物件、皆傳はらず<武寧王>
永樂二年甲申皇帝封爲中山王詔使並所賜物件皆不傳
- ・3-5 永樂五年、皇帝、封じて中山王と爲す。詔使並びに賜ふ所の物件、皆傳はらず<尚思紹王>
五年丁亥九月皇帝封爲中山王詔使並所錫物件皆不傳〔後略〕
- ・3-13 洪熙元年、册封使柴山、勅を齎して国に至る<尚巴志王>
洪熙元年乙巳皇帝遣内官柴山封爲中山王且諭祭先王尚思紹其勅曰皇帝勅諭琉球國中山王世子尚巴志〔後略〕
- ・3-22 正統八年、册封使余忬劉遜等、勅を齎して国に至る<尚忠王>
八年癸亥皇帝遣正使給事中俞忬副使行人劉孫封爲中山王諭祭先王尚巴志頒賜國王王妃照先代之例
- ・3-26 正統十三年、册封使陳傳・萬祥等、勅を齎して国に至る<尚思達王>
十三年戊辰皇帝遣正使給事中陳傳副使行人萬祥封爲中山王且諭祭先王尚思達頒賜國王王妃照先代之例
- ・3-33 景泰三年、册封使陳謨・董守宏、勅を齎して国に至る<尚金福王>
三年壬申皇帝遣正使給事中陳謨副使行人董守宏封爲中山王且諭祭先王尚思達頒賜國王王妃照先代之例
- ・3-37 景泰七年、册封使李秉彝・劉儉等、勅を齎して国に至る<尚泰久王>
七年丙子皇帝遣正使給事中李秉彝副使行人劉儉封爲中山王且諭祭先王尚金福頒賜國王王妃照先代之例
- ・3-44 天順七年、册封使潘榮・蔡哲等、勅を齎して国に至る<尚徳王>
七年癸未皇帝遣正使給事中潘榮副使行人蔡哲封爲中山王且諭祭先王尚泰久頒賜國王王妃照先代之例
- ・4-5 册封使官榮・韓文、勅を齎して国に至る<尚圓王>
八年壬辰皇帝遣正使給事中官榮副使行人韓文封爲中山王且諭祭先王尚徳頒賜國王王妃照先代之例其物件在案其勅曰皇帝勅諭琉球國故中山王尚徳世子尚圓〔後略〕
- ・4-18 成化十五年、册封使董旻・張祥、勅を齎して国に至り、明の憲宗、

王に匾額を賜ふ〈尚真王〉

十五年己亥皇帝遣正使董旻副使張祥封爲中山王且諭祭先王尚圓更恩賜忠順可嘉四字匾額頒賜國王王妃照先代之例其物件在案

- 4-31 嘉靖十三年、冊封使陳侃・高澄、勅を齎して国に至る〈尚清王〉
十三年甲午皇帝遣正使陳侃副使高澄封爲中山王且諭祭先王尚真頒賜國王王妃照先代之例
- 4-40 嘉靖四十一年、冊封使郭汝霖・李際春、詔を齎して国に至る〈尚元王〉
四十年辛酉皇帝遣正使郭汝霖副使行人李際春封爲中山王且諭祭先王尚清頒賜國王王妃照先代之例
- 4-52 萬曆七年、冊封使蕭崇業・謝杰等、詔を齎して国に至る〈尚永王〉
七年乙卯皇帝遣正使蕭崇業副使謝杰封爲中山王且諭祭先王尚元頒賜國王及王妃照先代之例
- 5-5 萬曆三十四年、冊封使夏子陽・王士禎等、国に至る〈尚寧王〉
萬曆三十四年丙午皇帝遣正使夏子陽副使王士禎封爲中山王且諭祭先王尚永頒賜國王王妃詔書物件皆無案
- 5-22 崇禎六年、冊封使杜三策・楊掄、勅を齎して国に至る〈尚豐王〉
六年癸酉皇帝遣正使杜三策副使楊掄封爲中山王且諭祭先王尚寧頒賜國王王妃照先代之例
- 5-40 冊封使張學禮・王垓等、勅を齎して国に至る〈尚質王〉
康熙二年癸卯六月二十七日皇帝遣正使張學禮副使王垓封爲中山王(此時王城未嘗造成於大美御殿待天使受封)且諭祭先王尚豐頒賜國王王妃照先代之例其物件在案其勅曰皇帝勅諭琉球國世子尚質〔後略〕
- 5-56 康熙二十二年、冊封使、国に至り並びに御筆の匾額を賜ふ〈尚貞王〉
二十二年癸亥六月二十七日皇帝遣正使汪楫副使林麟(焜)封爲中山王且諭祭先王尚質更恩賜御筆中山世土四大字匾額頒賜國王王妃照先代之例其物件在案其勅曰皇帝勅諭琉球國中山王世子尚貞〔後略〕

以上、蔡鐸本『中山世譜』の冊封関係の記事を抽出してみた。全部で17項目、武寧王から蔡鐸本『中山世譜』編纂当時の国王尚貞王までの、17人の国王の冊封に関する記述である。これらの記事を並べてみると、その記述の特徴は以下のように指摘することができる。まず17項目の中、冊封の「勅」が引用さ

れているのは3-13、4-5、5-40と5-56の4例のみである。具体的にみると、3-13は第一尚氏の開祖、三山統一を実現した尚巴志王であり、4-5は、第二尚氏開祖の尚圓王である。5-40は尚質王の冊封についての記述であるが、ほかの冊封と比べると、特殊なところが二つある。一つは王城が火災で焼失し、再建が間に合わなかったため、通常と違う場所——大美御殿で冊封を受けたこと、もう一つは今回の冊封は清が興って初めての対琉球冊封であり、それに何年か前に来るべき冊封使が遅れてきたことである。そして5-56は、皇帝御筆の匾額を賜ったことと、冊封を受けたのは蔡鐸本『中山世譜』編纂当時の国王尚貞王であることが考えられる。以上を見て分かるように、冊封の「勅」が引用されている4例は、いずれも特質性を持っているものである。蔡鐸本『中山世譜』では、冊封関係の記事について、この4例を除いて、すべて冊封「勅」や下賜物件の記述を省略している。(2-47、3-5と5-5については省略ではなく、編纂ときに確認できなかったため記載しなかった。)嘉手納宗徳は『沖縄大百科事典』「『中山世譜』¹⁹項の解説で、蔡鐸本『中山世譜』が『歴代宝案』の具体的な内容を記述していないことを欠点として挙げているが、むしろこの「省略」にこそ蔡鐸本『中山世譜』の特徴があるといえよう。つまり、『歴代宝案』に記述がある以上、ここで重複記述する必要がない、という文献それぞれの性格・機能をしっかり区別する、あるいは蔡鐸本『中山世譜』の編集方針を「事件の要領を簡潔に記述する」と規定したことがうかがえるのである。

また、ここでもう一つ注目したいのは、蔡鐸本『中山世譜』の記述は、以上述べた内容上の特徴以外に、その記述の文章もみな「皇帝遣……(…部は冊封使の名前)封爲中山王且諭祭先王……(…部は先王の名前)頒賜國王王妃照先代之例」(各事例の下線部)と、パターン化されていることである。

次に、『中山世鑑』の、蔡鐸本『中山世譜』に採用されていないもう一つの記事を見てみよう。『中山世鑑』「5-11 嘉靖二十年、王、使を遣はして進貢せしむ。並びに慶賀せしむ」の記事である。その内容を見てみると、嘉靖十八年に明の皇帝が皇太子を立てた。それを受けて琉球国の尚清王が、2年後の嘉靖二十年に進貢・慶賀のために使者を遣わしたのである。5-11の本文は以上のことを簡単に述べ、使者の名前を並べた後に、やはり渡航用の「執照」を全文引用している。これまでの検証で、蔡鐸本『中山世譜』の編纂上の特徴として、

王家の系譜以外に、中国との進貢・冊封関係記事が圧倒的に多いことと、事件の要領を簡潔に記述することを指摘した。これによれば、「執照」の引用だけを省くなら一貫した方針に沿っているから分かりやすいが、蔡鐸本『中山世譜』では努めて記述している中国関係の記事であるにもかかわらず、なぜ記事全般を省いたのであろうか。『中山世鑑』にはあるものの、『歴代宝案』にはないから採用しなかったのか。しかし確認の結果、²⁰『歴代宝案』にちゃんとその時の「執照」が載っているのである。では、なぜだろうか。「進貢」に関わる記事を省く理由がないなら、皇太子の「慶賀」に関係があるのか。この疑問を確かめるために、蔡鐸本『中山世譜』の「慶賀」関係の記事を全部抽出し、その内容を確認してみることにする。

抽出の結果、蔡鐸本『中山世譜』における「慶賀」関係の記事は全部で14例ある。その記述内容は、以下のように(A)、(B)、(C)の三つのグループに分類することができる。具体的に見てみよう。

(A)群

- ・3-15 宣徳元年、王、佳期巴那等を遣はし表して宣宗の登極を慶賀せしむ
宣徳元年丙午三月十一日爲慶賀登極事遣使者佳期巴那等赴京進獻方物所獻之物在案
- ・3-46 成化元年、使を遣はし表を奉じて方物を貢せしめ、登極を慶賀せしむ
成化元年乙酉爲慶賀登極事遣王弟尚武長史蔡環等官齎捧表文進獻方物所獻之物在案
- ・4-21 弘治二年、使を遣はして登極を慶賀せしむ。又、使を遣はして世宗に香を進む。
弘治二年己酉九月十二日爲慶賀登極事遣王舅麻勃都正議大夫梁德等官捧表文赴京 進獻方物所獻之物在案／本年又爲進憲宗皇帝香品事遣使者馬仁通事蔡實齎捧香一炷重五十斤赴京進香
- ・4-24 正徳元年、使を遣はして登極を慶賀せしむ
正徳元年丙寅九月初二日爲慶賀登極事遣王舅亞嘉尼施長史蔡賓等官捧表進獻方物 所獻之物開列在案
- ・4-43 隆慶二年、王、使を遣はして穆宗の登極を慶賀せしむ。又、使を遣

はして世宗に香を進む

隆慶二年戊辰二月二十三日爲慶賀登極事遣王舅翁壽祥正議大夫梁炫等官齋捧表文進獻方物所獻之物在案／本年又爲進世宗肅皇帝香品等事遣使者宗善齋捧香一炷重三十五觔赴京進香

- ・4-49 萬曆二年、世子、使を遣はして神宗の登極を慶賀せしむ。又、使を遣はして穆宗に香を進む

二年甲戌二月二十日爲慶賀登極等事遣王舅馬忠叟長史鄭祐使者馬南庇等官齋捧表文進獻方物所獻之物在案／本年又爲進穆宗莊皇帝香品等事遣使者毛有倫齋捧香一炷重三十五觔赴京進香

- ・5-14 天啓三年、使を遣はして熹宗の登極を慶賀せしむ

三年癸亥正月十八日爲慶賀登極事遣王舅馬勝連長史林國用等官齋捧表文方物赴京獻賀所獻皇帝並中宮之物開列在案

- ・5-19 崇禎二年、使を遣はして懷宗の登極を慶賀し、並びに熹宗に香を進む

二年己巳正月二十九日爲慶賀登極併進熹宗愍皇帝香品事遣王舅毛泰時長史蔡錦等官所獻之禮物在案

- ・5-38 順治十年、使を遣はして世祖の登極を慶賀す

十年癸巳春二月二十七日爲慶賀登極事遣王舅馬宗毅正議大夫蔡祚隆等官齋捧表文方物赴京交納所獻物件在案

- ・5-42 康熙三年、使を遣はして、登極を慶賀し、並びに世祖章皇帝に香品を進む

三年甲辰二月十五日爲慶賀登極並進世祖章皇帝香品事遣王舅英常春正議大夫林有才等官齋捧表文進京進獻方物所獻之物在案

以上、(A)に分類されているのは、全部で10例ある。その内容を確認すると、いずれも中国皇帝の登極を祝うための使者派遣であることが分かる。

次に、(B)について見てみよう。

(B)群

- ・3-21 正統六年、使を遣はして入貢せしむ。又使を遣はして萬壽聖節を慶賀せしむ

六年辛酉七月初六日爲進貢事遣長史梁求保使者楊布明泰等捧表文進獻方

物所貢之物在案／本年爲慶賀萬壽聖節事遣使者達福期等捧表文進獻方物
(B)に分類されているのは1例である。琉球からの使者派遣は2回あったことが記述されている。1回は進貢のため、もう1回は「慶賀」のため、「萬壽聖節」すなわち皇帝の誕生日を祝うためである。

次に、(C)について見てみよう。

(C)群

- ・4-34 嘉靖十六年、王、使を遣はして方物を進獻す
十六年丁酉八月二十日爲進貢慶賀正位東宮等事遣正議大夫陳賦長史蔡廷美等官齋捧表箋進獻方物所貢之物開列在案
- ・4-44 隆慶三年、使を遣はして方物を進獻す
三年己巳二月十五日爲進貢及慶賀東宮正位事遣王舅毛廉長史蔡朝器等官捧表箋上京進獻方物所獻之物在案
- ・5-20 崇禎四年、使を遣はして方物を進獻す
四年辛未三月十六日爲慶賀事遣王舅毛時耀正議大夫鄭子孝齋捧表文赴京進獻方物所獻之物在案

(C)に分類されているのは3例である。

蔡鐸本『中山世譜』4-34の記事は、『中山世鑑』「5-9 嘉靖十六年、王、使を遣はして方物を貢せしむ」の対応項目である。蔡鐸本『中山世譜』では「正位東宮」を慶賀するためと記述しているが、「東宮」は皇太子を指し、この辺りは『中山世鑑』のほうが「嘉靖十六年丁酉。正月癸卯。大明皇三子。御誕生。〔後略〕」と、慶賀の目的が具体的に記されている。『中山世鑑』の5-9と5-11の記事をあわせてみると、尚清王が2年間で慶賀の使者を2回派遣したことが分かる。5-9(嘉靖16年)の派遣は、後に皇太子となった「皇三子」の誕生を祝うためであり、5-11(嘉靖20年)の派遣は、皇太子の冊立を祝うためである。蔡鐸本『中山世譜』はなぜか5-9の記事を採用し、5-11の記事を省いたのである。

蔡鐸本『中山世譜』4-44の記事は、「東宮正位」を慶賀するためという記述になっているが、蔡温本『中山世譜』7-42では、「慶賀冊立皇太子」と、皇太子の冊立を祝うためと、分かりやすく記述している。

蔡鐸本『中山世譜』5-20の記事は、慶賀のためとだけあって、祝う対象が

明らかにされていない。これを対応項目の蔡温本『中山世譜』「8-20 崇禎四年、世子、使を遣はし表・方物を奉じて入賀す」に求めても、そこには「四年辛未春。世子遣王舅毛時輝。正議大夫鄭子孝等。奉表・方物。入賀。」と、「入賀す」だけあって、やはりその目的について明確な記述がない。『歴代宝案』で確認してみると、崇禎4年3月16日付けの「執照」に「爲慶賀東宮事」とあり²¹、皇太子関係であることが分かる。さらに『明史』崇禎3年の記事に、「二月庚申、立皇長子慈煥爲皇太子、大赦。」（二月庚申、皇長子慈煥を立てて皇太子と爲し、大赦す。）とあり、慶賀使派遣の前年に皇太子が立てられたことから、5-20記事の派遣は、皇太子の冊立を祝うためであることが推測できる。

以上、(C)に分類されている3つの事例を見てきたが、それぞれ4-34は皇太子の誕生を、4-44と5-20は皇太子の冊立を祝うための慶賀使の派遣であることが分かった。蔡鐸本『中山世譜』の、このような、中国皇太子の誕生時の慶賀使派遣も冊立時の慶賀使派遣も記述していることからみると、『中山世鑑』5-11の記事をわざわざ省く理由はない。とすると、『中山世鑑』5-11の記事を採用しなかったのは、単純な記入漏れと考えたほうがいいであろうか。

ちなみに、蔡鐸本『中山世譜』に採用されなかった『中山世鑑』5-11の記事は、蔡温本『中山世譜』の「7-12 嘉靖二十年、王、使を遣はして方物を貢せしむ。並びに慶賀せしむ。」に「二十年辛丑春。王遣王舅殷達魯。正議大夫蔡瀚等。貢方物。并慶賀。宴賚如例。」（二十年辛丑の春に、王、王舅殷達魯、正議大夫蔡瀚等を遣わし、方物を貢し、并に慶賀す。宴・賚例の如し。）と記述されている。

3) 造宮・整備

- ・『中山世鑑』5-12 嘉靖二十二年、冕嶽の路、石普請の功畢る
- ・『中山世鑑』5-14 嘉靖二十三年、世績石牆、普請始る
- ・『中山世鑑』5-16 嘉靖二十五年、世績石牆、普請の功畢る
- ・『中山世鑑』5-19 嘉靖三十年、彌良坐森城、石普請始り、同三十二年、其功終る

以上の4項目は『中山世鑑』に記述されているが、蔡鐸本『中山世譜』編纂の際採用されなかったものであり、いずれも造宮・整備関係の事例である。5-12は冕嶽の参道の整備についての記述であり、5-14と5-16は2項目で一つ

の事——世續石墻の築造を記述している。そして5-19は、彌良坐森城の造営に関する記事である。『中山世鑑』では、この3箇所の工事について、その経過などの記述がなく、いずれも工事の始まりと終わりの時間だけを記し、あとの内容はすべて碑文の引用である。

前でも確認したことであるが、蔡鐸本『中山世譜』の造営関係の記事は、全部で以下の5例しかない。

- ・ 3-39 在位中、諸寺諸院の鐘を鑄る
- ・ 4-24 弘治十四年、玉陵を造成す
- ・ 4-36 嘉靖二十六年、王、法司に命じて新に大美殿を建つ
- ・ 5-50 康熙十年、王殿、竣りを告げ、王、王殿に移る
- ・ 5-78 康熙五十一年、新に王殿を作り、王、新殿に遷る

これらの事例を見てみると、3-39は鐘の鑄造に関する記述であるが、『中山世鑑』3-24の「諸寺、諸山ヲ建立シ、大鐘ヲ鑄サセ、掛サセ給ケルモ、此御代也。其鐘、今禁中ヤ諸寺ニ有。」という概略的な記述をほぼそのまま漢訳したものであり、具体的な内容がないのである。4-24は王家の陵墓の造営に関する記述であり、4-36は王家の冠婚葬祭の儀式を行う「大美殿」の造営記事である。2箇所とも国王と直接的にかかわる場所といえる。そして「王殿」も国王にとってそうであるが、5-50と5-78の、王殿の二回の造営は、いずれも新築ではなく、火災で焼失した後の再建である。

『中山世鑑』5-14、5-16の世續石墻と5-19の彌良坐森城の造営記事については、蔡温本『中山世譜』に記載があるが、その記述の焦点が違うようである。『中山世鑑』ではその経過などの記述がなく、工事の始まりと終わりの時間だけを記しているのに対して、蔡温本『中山世譜』では、その造営の理由をそれぞれ「似不堅牢」（堅牢しからざるに似たり）（7-15番記事）と「係江口緊要之所」（江口緊要の所に係る）（7-23番記事）とし、「国防」の意味合いが強調されているようにおもえる。

以上見てきたように、蔡鐸本『中山世譜』は、造営関係の記事について、国王の一番身近な、直接的に関係のある「王殿」、「玉陵」と「大美殿」と最小限に限定し、それ以外に基本的に記述をしないのである。これも蔡鐸本『中山世譜』の一つの編纂方針といえよう。

4) 神の出現

- ・『中山世鑑』4-6 成化九年、天神キミテズ□の出現有り
成化九年癸巳、三月九日、天神キミテズ□(リ)出現有テ、尚圓公ノ慶賀ヲゾ、シ給ケル。
- ・『中山世鑑』5-3 天神アフキラノカミ、御名を付奉給ふ
御即位ノ翌月、正月十六日、天神、アフキラノカミ、ヲリサセ給テ、御名ヲバ天繼アンヂヲスエ末續ノ王ニセイトゾ付奉給
- ・『中山世鑑』5-15 嘉靖二十四年、天神キミテズリ、尚清王の即位を祝ふ
嘉靖廿四年乙巳、八月十九日、天神キミテズリ、出現有テ、尚清王ノ御即位ノ、壽ヲゾシ給ヘケル。ノ其壽祝ノヲモロ、左ニ記ス。〔後略〕
- ・『中山世鑑』5-18 嘉靖三十年、海神新ガヽリ出現す
嘉靖三十年辛亥、三月五日、海神新ガヽリ出現。

以上の4つの事例は、いずれも神の出現を記述したものである。このような記述から、その背景にある琉球古来の「神国思想」がうかがえるのである。薩摩侵攻前の古琉球は、いわゆる神々がいまふ国であった。人々が固く神の存在を信じ、国王が神の承認と祝福を受けてはじめてその統治が正当化される。『中山世鑑』「1-1琉球開闢之事」の項で、往古には諸神出現して国祚を護衛したことを記述している。4-10の記事では、兄の尚圓王を継いで即位した尚宣威が、神々の託宣によって国王になる正当性が否定されたため退位したことを記述している。また、大美御殿の造営に関する5-17の記事にも、「尚清王、睿慮ヲ被レ廻、宣ケルハ、我朝ハ神國ニテ、天神・海神、出現ノ時ハ、禁裏ニテ遊託ナレバ、禁裏ハ是、潔戒スベキノ地也。」という記述が見えている。しかし、1609年の島津入り以降、琉球国は薩摩の支配下に置かれ、幕藩体制の中に組み込まれていった。この過程はまた、国王が「神頼み」の統治者から現実社会を把握・支配する統治者へ、琉球国も古琉球的社会から近世的社会へ移行する過程でもあった。つまり、神々の威力が衰え、国王が現実的社会を見つめるようになったのである。そしてこの「神離れ」が本当の意味での「王権」の確立につながっていったのである。

『中山世鑑』成立の1650年ごろは、薩摩の侵攻からまだ遠くなかった時期である。現実的に社会的変化があっても、人々の意識はすぐに切り替えられない

のである。国王の身近にいる向象賢たちも、意識上、神との紐帯を断絶できなかったのであろう。それはそのまま『中山世鑑』の記述に反映されていると考えられる。蔡鐸本『中山世譜』成立の1701年ごろは、『中山世鑑』の時代からさらに50年経っている。この間の人々の意識上の変化は、また蔡鐸本『中山世譜』の、神に関する記述から見出すことができるのである。上に挙げた『中山世鑑』の3つの事例は、蔡鐸本『中山世譜』にも採用されているが、1-1は「往古」のことであり、4-10と5-17は特別な記述ではなく、全体にとって必要な部分として事件の経過に織り込まれているだけである。先に挙げた神が、国王の即位を祝い、あるいは国王に神名を授けるなどのような、神の出現を直接に語る4つの事例は、蔡鐸本『中山世譜』ではすべて省かれている。

以上、『中山世鑑』にあるが蔡鐸本『中山世譜』にない記事、すなわち改修の際に取捨選択の結果、採用されなかったと思われる記事について見てきた。『中山世鑑』から蔡鐸本『中山世譜』へ書き改めた際に省かれたと思われる記事は全部で13項目あり、王家の系譜関係、外交関係、造営・整備関係、神の出現の4つに分類できた。これらの記事を分析・検証した結果、蔡鐸本『中山世譜』の編纂特性について以下のようなことが指摘できる。

蔡鐸本『中山世譜』の編纂者が『中山世鑑』を漢訳し改修した際に、『中山世譜』が国王中心の記録であるという認識をもち、即位に至らなかった世子の記事は単独で立項しない方針をとったと考えられる。そして、記述にあたり、「事件の要領を簡潔に記述する」傾向が見受けられ、記述対象と直接のかかわりがない事や、『中山世鑑』の碑文や勅書などの引用を省いている。造営関係の記事について、国王に一番直接的関係のある「王殿」、「玉陵」と「大美殿」と最小限に限定し、それ以外については基本的に記述しないのである。また、『中山世鑑』の古琉球的「神国思想」を思わせる、神の出現を直接語る事例を全部省いている。すなわち、蔡鐸本『中山世譜』は、『中山世鑑』と比べてより客観的な視点を確立しようとする姿勢がうかがわれるといえよう。

まとめ

以上、蔡鐸本『中山世譜』について、構成及び収載記事を確認した上、『中山世鑑』と比較しながらその編纂特性を考察してきた。

蔡鐸本『中山世譜』は『中山世鑑』を漢訳補訂して成立した文献といわれているが、その収載記事の特徴などを含めて、蔡鐸本『中山世譜』の編纂特性について以下のように指摘できる。

まず、『中山世鑑』に比べて、蔡鐸本『中山世譜』は単純に計算すると141項目の記事が増加している。その記事全体の内容は、王家の系譜、外交、統治、造営、災異の5つのジャンルにわたり、中でも外交関係(1例を除いてすべて中国との朝貢関係)と王家の系譜に属する記事がそれぞれ107例と104例あり、全236記事のほとんどを占めている。この二つのジャンルの圧倒的な事例の多さから、『中山世譜』全体の枠組みとして、王家の系譜と、中国との朝貢関係を重視する「国策」が並行していることが指摘できよう。すなわち、蔡鐸本『中山世譜』は王家の系譜と中国との朝貢関係を中心に編纂されているといえる。

そして、『中山世鑑』より記事を増やした一方、『中山世鑑』の記事を取捨した一面も見受けられる。これらの記事を採用しなかったことから、蔡鐸本『中山世譜』の編纂特性がうかがえる。それは「国王中心の記録である」こと、「事件の要領を簡潔に記述する」ことと、『中山世鑑』の記述に漂っている古琉球的「神国思想」を省き、比較的客観的な記述を目指していることである。

記述の文章においても、記述対象と直接的かかわりのない事や、『中山世鑑』の碑文や勅書の引用、あるいは潤色的な部分を省き、記述を簡潔にしようとする姿勢が目立っている。また、同類の記事(例えば各王冒頭の記述や冊封に関する記述など)について、記述形式も文章表現もパターン化してきていることも併せて指摘できよう。このような特徴から、蔡鐸本『中山世譜』は、琉球国の史書編纂においてはじめて体裁上、紀伝体正史の「本紀」の基本的な形を形成したといえよう。

《付記》

本稿は平成22年度沖縄県立芸術大学大学院芸術文化科学研究科後期博士課程に提出した学位論文「琉球における漢文史書の研究——首里王府の史書編纂の特性と漢文文化の受容を中心に——」の一部を加筆修正したものである。

注

1. 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』 沖縄タイムス社 1983年
2. 沖縄県教育委員会編 影印本 蔡鐸本『中山世譜』 沖縄県教育委員会 1973年
3. 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』 沖縄タイムス社 1983年
4. 田名真之『沖縄近世史の諸相』 ひるぎ社 1992年
5. 池宮正治・小渡清孝・田名真之編著『久米村—歴史と人物—』 ひるぎ社 1993年
6. 本稿の内容と直接的関係はないが、この糸数論考の中に次のような文がある。「一六八三年に来琉した尚貞王の冊封正使汪楫は『明実録』等によって琉球の通史『中山沿革志』を著したが、国王世系等不明な点については現地での史料収集に大いに望みを託していたらしい。しかるに当時府庫に保存されていたはずの『中山世鑑』『中山世譜』（蔡鐸本）を閲覧する機会はずいぶん与えられず、史料の入手難は『明史』の編纂官でもあった彼を相当に悩ましたらしい。この部分は、尚貞王の冊封正使汪楫が来琉時、琉球側の史料を求めて果たさなかったことを述べている。注目したいのは「しかるに当時府庫に保存されていたはずの『中山世鑑』『中山世譜』（蔡鐸本）を閲覧する機会はずいぶん与えられず」の部分である。周知の通り、糸数氏もここではっきりと書いてあるように、汪楫が琉球に来たのは、1683（康熙22、尚貞15）年である。『中山世鑑』は1650年の成立で、蔡鐸本『中山世譜』は1701年の成立である。したがって、1683年当時まだ成立していなかった蔡鐸本『中山世譜』は、「府庫に保存されていたはず」がないのである。ここは、単純な事実誤認であろう。
7. 蔡鐸本『中山世譜』の訳注本は2種類ある。一つは1983年に松濤書屋が発行した、嘉手納宗徳による孔版の訳注本で（原田禹雄訳注 蔡鐸本『中山世譜』の「はじめに」による）、もう一つは、榕樹書林が1998年に発行した、原田禹雄訳注 蔡鐸本『中山世譜』である。
8. 紙幅の関係上、各項目の見出しを掲げないこととした。
9. 附巻と薩摩関係記事について、本稿では扱わないことを断っておきたい。
10. 「附記（附紀）」と「記（紀）」の表記について、蔡鐸は凡例で「附記」、「記」と表記しているが、本文では、「附記」については「附記」と「附紀」の二種類、「記」についてはすべて「紀」と表記している。
11. 前掲注4に同じ。
12. 田名真之「史書を編む—中山世鑑・中山世譜」『沖縄近世史の諸相』 ひるぎ社 1992年
13. 尚貞王代の記事が欠けている。これについて田名真之は「史書を編む—中山世鑑・中山世譜」の中で、「尚貞紀は本来あったが欠落したか、または尚清紀以前は資料収集の段階だったか、未だ巻としての体裁が整わないまま、やがて欠落させられたか、いずれかと考えられるのである。」と推測している。
14. 109項目の記事のうち、首巻2項目の記事はそれぞれ「開闢から第一尚氏王統までの総紀」、「第二尚氏王統総紀」と、概観的な内容であり、具体的な記事ではないため、この2項目を分類から省いた。また、紙幅の関係上、各項目の見出しを掲げないこととした。
15. 前掲注12に同じ。

16. 東恩納寛惇「中山世鑑・中山世譜及び球陽」（『琉球史料叢書』第5巻）、田名真之 前掲注12論文。
17. 那覇市企画部市史編集室編集・発行 『那覇市史 資料編』第1巻6 家譜資料二(下) 1980年
18. 注12に同じ
19. 前掲注3書。
20. 沖縄県立図書館史料編集室編『歴代宝案』校訂本第2冊 pp237～238 沖縄県教育委員会 1992年
21. 前掲注20書 p349

22. 『明史』「本紀第二十三・庄烈帝一」。読み下しは筆者。

【参考・引用文献】

- ・ 沖縄県教育委員会編『蔡鐸本中山世譜』（影印本） 沖縄県教育委員会 1973年
- ・ 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書』第五巻 井上書房 1962年
- ・ 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』 沖縄タイムス社 1983年
- ・ 沖縄県姓氏家系大辞典編纂委員会編『沖縄県姓氏家系大辞典』 角川書店 1992年
- ・ 沖縄県立図書館史料編集室編『歴代宝案』校訂本第2冊 沖縄県教育委員会 1992年
- ・ 那覇市企画部市史編集室編集・発行『那覇市史 資料編』第1巻6 家譜資料二(下) 1980年
- ・ 池宮正治・小渡清孝・田名真之編『久米村—歴史と人物—』 ひるぎ社 1993年
- ・ 田名真之著『沖縄近世史の諸相』 ひるぎ社 1992年

(ウ ハイエン)